産業建設常任委員会記録

平成31年2月25日

【開催日】 平成31年2月25日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時~午後3時48分

【出席委員】

委員	長	中	村博	事 行	副委	員長	岡	Щ	月]
委	員	奥	良	秀	委	員	河	﨑	平	男
委	員	水	津	治	委	員	中	岡	英	
委	員	藤	岡 値	多美						

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議 長 小 野 泰 副 議 長 矢 田 松 夫

【執行部出席者】

建設部長	森		一哉	建設部次長兼土木課長	榎	坂	E E	歳
都市計画課長	河	田	誠	都市計画課技監	高	橋	雅	彦
都市計画課都市 整備係長	藤	本	英樹	下水道課長	森	弘	健	1 1
下水道課技監	藤	岡	富士雄	山陽水処理セン ター所長兼小野 田水処理センタ 一所長	光	井	洋	1
下水道課管理係長	西	﨑	大	下水道課管理係 主任	野	原	崇	史
水道事業管理者	今	本	史 郎	水道局次長兼総 務課長	原	田	健	治
水道局業務課長	伊	藤	清貴	水道局工務課長	伊	東	修	_

水道局浄水課長	西	Щ	洋	治	水道局浄水課技 監	Щ	本	敏	之
水道局業務課課 長補佐兼営業班 長	羽	根	敏	昭	水道局総務課課 長補佐兼総務班 長兼財政係長	岡		秀	昭
水道局浄水課主幹	宮	地		浩	水道局総務課課 長補佐同格兼企 画調整班長	中	村	浩	±
水道局業務課主查兼料金班長	武	野	<u></u>	茂	水道局工務課課 長補佐兼建設班 長	江	本	浩	章

【参考人】

参考人	石	井	勇	参考人	岩	本	信	子
参考人	塩	原	薫	参考人	下	瀬	俊	夫
参考人	樋	П	晋 也	参考人	福	Щ	清	1 1

【事務局出席者】

【審査事項】

- 1 陳情書の参考人招致について
- 2 議案第10号 平成30年度山陽小野田市水道事業会計補正予算(第2回) について (水道)
- 3 議案第11号 平成30年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算 (第2回) について(水道)
- 4 議案第3号 平成30年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算(第 2回)について(都市)
- 5 議案第7号 平成30年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算(第 3回)について(下水)
- 6 議案第8号 平成30年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予

算(第3回)について(下水)

7 陳情について

午前9時開会	

中村博行委員長 おはようございます。それでは産業建設常任委員会を開催いたします。早速審査に入ります。最初に審査番号1番、陳情書の参考人招致についてでございます。先日、2月20日の産業建設常任委員会で山陽小野田市地方卸売市場についての陳情書の陳情人を参考人として、本委員会にお呼びすることについてお諮りをし、塩原薫さん、岩本信子さん、下瀬俊夫さん、樋口晋也さんをお呼びすることに決定しましたが、さらに、石井勇さん、福山清二さんを陳情人としてお呼びしたいと思いますが、よろしいですか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)ではそのように決定をしました。日時については、変更はなく、本日の午後3時からであります。それでは一旦産業建設常任委員会を休憩とします。お疲れ様でした。

午前9時2分休憩

午前11時24分再開

- 中村博行委員長 それでは産業建設常任委員会を始めます。それでは最初に議 案第3号平成30年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算(第2 回)について執行部のほうの説明を求めます。
- 河田都市計画課長 議案第3号平成30年度山陽小野田市駐車場事業別会計補 正予算(第2回)について説明いたします。最初に、歳出について説明 いたします。補正予算書の5ページ、6ページをお開きください。1款 駐車場事業費1項駐車場管理費1目一般管理費109万4,000円を 減額補正し、補正後の額を1,127万3,000円とするものです。

15節工事請負費109万4,000円の減額は、厚狭駅側の出口新設 に伴う改良工事が完成し、工事費が確定したことにより減額補正するも のです。3款予備費1項予備費1目予備費347万7,000円を増額 補正し、補正後の額を728万9,000円とするものです。予備費の 増額は、出口新設に伴う改良工事が完成したことによる工事費の減額と、 使用料収入が増額となる見込みであることから、増額補正するものです。 今後の駐車場整備の予定ですが、平成32年度に未舗装部分の舗装、8 0 台分の駐車枠設置等の整備工事を実施できるよう検討していきたいと 考えております。次に、歳入について説明いたします。補正予算書の5 ページ、6ページをお開き下さい。1款使用料及び手数料1項使用料1 目駐車場使用料238万3,000円を増額補正し、補正後の額を1, 972万7,000円とするものです。1節駐車場使用料は、今年度の 利用状況を勘案した見込額とし、通常の駐車場使用料197万7,00 0円、定期駐車券分使用料33万6,000円、プリペイドカード分使 用料7万円の合計238万3,000円の増額補正としております。補 正予算書の2ページをお開きください。歳入、歳出ともに、補正前の額 2, 075万1, 000円に対し、238万3, 000円の増額補正と なり、合計金額は2、313万4、000円となります。説明は以上で す。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

- 中村博行委員長 説明が終わりましたので質疑を求めます。歳入、歳出一遍に いこう。5ページ、6ページ全部ね。質問を求めます。
- 河崎平男委員 駐車場利用者が伸びておりますが、今後は利用者が伸び続ける のか、どういうふうに考えていますか。
- 河田都市計画課長 現在の状況は、平成28年度に使用料を改正してからの状況ですけど、利用者の車の台数は増えております。しかし、今年度の状況を見ますと今後、駐車枠の拡大とかを考えておりますが、未舗装部分についても止められている状況を確認しております。実際に私どもも台

数を現場で数えたりとかしたときに230台程度、止まっていることがありました。実際にはそれくらいが今年度の上限ということで、250台を上限とした形で入場制限を掛けておりますが、実際に入場制限が掛かったという報告とか苦情とか、その辺については現在受けておりませんので230台程度が上限ではないかなと。実際に年に1日、2日、特殊な日があればその辺りで上限の入場制限が掛かる場合があるかもしれませんが、全体的な形で行くと今年度の駐車台数というのは今後も続く可能性があると。減ることも分かりませんけど、おおむね横ばいで今年度のような形で行くのではないかなという予想でございます。

水津治委員 民間の駐車場との料金の比較についてお尋ねします。

- 河田都市計画課長 民間の近辺にある駐車場ですけど、時間帯によって駐車料金が変わるというのが、普通の駐車場のシステムですけど、一日止めた場合は民間の場合のほうが300円とか400円とかいうような設定になっておりますので、民間のほうが1日の単位で考えれば、少し低い金額であると思っております。
- 水津治委員 それに関連して、利用者の利用の形態は、長期に出張とかに行かれる利用者の割合が多いとか少ないとかの利用の形態。日帰りなのか、 複数日利用されるのか。ここ1、2年の流れで利用の形態が分かれば。
- 河田都市計画課長 利用形態としては多くの方は1日以内というのが多くあります。あと宿泊とかされて1日から2日。長期にわたる方というのはほとんどおられないと思っています。
- 藤岡修美委員 関連して、定期券の購入者の増加割合というのは把握されていますか。

河田都市計画課長 定期券につきましては40人程度の方がおられます。実際

に2年くらい前は20人程度というときもありました。しかし、3月とか4月とかで異動されるとかで、仕事の関係で使われる方というのは、止めたり、新たに途中からまた入られたりとかいろいろそういう状況がございまして、今は40人程度で推移をしているところでございます。

- 中村博行委員長 料金改定をした当時、その前と、後の関係では、当然利用者 が増えたと数字的にはあると思うんですけど、金額的にはどんな関係が ありますか。あんまり変わらんのかな。利用者が増えているよね。
- 河田都市計画課長 平成28年度に改定ということで平成28年度までの状況 と比較してということですけど。金額は半額くらいになっておりますの で料金は増えてはいないと思っております。
- 中村博行委員長 その分利用者が増えたということですよね。その間事故があったりしているから、なかなか数字的には捉えにくいところがあると思いますけどね。できるだけ早めに平成32年に未舗装部分ということがありますが。早いうちにやれればと思いますが。ほかに全般ありますか。よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)それでは質疑を打ち切りまして、討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)ないようですので採決いたします。議案第3号平成30年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算(第2回)に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして議案第3号は可決すべきもの と決しました。お疲れ様でした。それでは5分ほど休憩します。

午前11時36分休憩

午前11時40分再開

中村博行委員長 それでは休憩前に引き続きまして委員会を続けます。次に議 案第7号平成30年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算(第3 回)について説明を求めます。

森弘下水道課長 議案第7号は、平成30年度山陽小野田市下水道事業特別会 計補正予算(第3回)についてです。今回の補正の主な内容は、国庫補 助事業等の決算見込みに係る事業費の調整を行うものです。 5ページ、 6ページを御覧ください。歳入歳出ともに、3億9,365万1,00 0円を減額し、補正後の予算総額を28億445万9,000円とする ものです。詳細につきまして、まず歳出から説明します。11ページ、 12ページを御覧ください。1款下水道事業費1項下水道事業費1目下 水道事業一般管理費13節委託料システム改修委託料71万3、000 円の減額につきましては、当初予算では、受益者負担金システムの改修 を予定しておりましたが、改修が不要となったため全額減額するもので す。19節負担金、補助及び交付金使用料賦課徴収負担金52万6,0 00円の増額は、水道局の使用料徴収システム機器更新に伴う負担金の 増額によるものです。また、27節公課費消費税及び地方消費税703 万9,000円の減額につきましては、本年度の納税額が確定したこと によるものです。2目施設管理費11節需要費光熱水費150万円の増 額は、電気料単価の上昇により予算の不足が見込まれることによるもの です。4目下水道建設費13節委託料調査設計委託料5,650万2, 000円、計画策定委託料2,331万2,000円、15節工事請負 費3億577万5,000円、22節補償、補填及び賠償金補償金24 9万1,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う 事業費の減額によるものです。なお、本年度の交付金は、本市の要望額 に対し、55.3%しか認められませんでした。また、19節負担金、 補助及び交付金、電気引込線移設負担金15万5,000円の増額は、 小野田水処理センターの受電盤設備改築工事に係る電気引込線等の移設 経費として中国電力に支払うものです。

次に歳入について説明します。 7ページ、8ページを御覧ください。 1款分担金及び負担金1項負担金1目下水道負担金1節現年度分現年度 分負担金100万円の減額は、下水道受益者負担金の徴収見込額の減収 が見込まれるためです。3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道事業 費国庫補助金1節下水道事業費国庫補助金一般分2億205万2,00 0円の減額は、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う減額です。4 款繰入金1項一般会計繰入金1目下水道事業費繰入金1節下水道事業費 繰入金のうち、下水道事業費繰入金755万5,000円の減額は、歳 出のうち、下水道事業一般管理費等の減額によるもので、下水道建設費 繰入金2,494万5,000円の減額は、下水道建設費の減額による ものです。6款諸収入4項消費税還付金1目消費税還付金1節消費税還 付金182万2,000円と2節還付加算金7,000円の増額は、平 成29年度決算に伴う消費税の申告の結果、還付となったことによるも のです。7款市債1項市債1目下水道建設事業債1節下水道建設事業債 一般債・補助分1億6,060万円の減額は、起債対象事業の減額に伴 い地方債の発行額が減少したことによるものです。9ページ、10ペー ジを御覧ください。8款財産収入1項財産売払収入1目物品売払収入1 節物品売払収入物品売払収入67万2、000円は、水処理センター、 ポンプ場等の工事において発生したスクラップの売払い収入です。なお、 4ページの第2表繰越明許費につきましては、高千帆7号汚水幹線管敷 設工事(2工区)ほか11件、総額1億3,056万6,000円を平 成31年度に繰り越すこととしております。以上、御審議のほどよろし くお願いいたします。

中村博行委員長 それでは説明が終わりましたので質疑を求めますが、最初に 歳出のほうからいきましょう。

藤岡修美委員 13節委託料で受益者負担金のシステム改修委託料がいらなく なったということでしたが、もうちょっと詳しい説明をお願いしたいん ですが。

- 森弘下水道課長 この受益者負担金のシステム改修委託料の内容は元号の改正になります。その元号の改正のもあるのですが、実はこの受益者負担金のシステム自体が全庁的に県のクラウドを使うとなっておりますので、そちらのシステムのほうに改修することが決まっているのにわざわざ元号に71万3,000円も使うのはもったいないので、今回の6月の賦課に関しては昔の帳票にゴム印で新しい元号を押してということで今回見送っております。
- 河﨑平男委員 下水道建設の工事請負費です。3億577万5,000円が減額になっておりますが、先ほど説明では交付決定額の55.何%が減額して、見てもらえなかったということよね。当初100パーの分を出しちょってんやろ。そういった中で、申請のときにどこが担当ですか。県なら県。国なら国。事業費交付決定額と随分差があって市としては工事ができない状況ですよね。どういうふうな話合いになっているんですか。
- 森弘下水道課長 私どもが話をするのは山口県の下水道班と話をさせていただきます。一応県とのヒアリングでもこういう形で事業したいという意向、事業の趣旨というような話はさせてはいただくんですが、いろんな情報交換をすると今付きやすいのは、災害というか雨水に関しては天災といことがあるのでそれに関しては特段の計らいがあって割かし内示率が高い。そのほかに関しては6割というのが大体お聞きするラインです。

中村博行委員長 今回はそれよりも低かったということですよね。

森弘下水道課長 去年までが6割で、今年55.3ですけどもよそに聞き取ってないので同じラインで6割を切っているのかも分からないです。

中村博行委員長 今後そういう可能性があるという見込みですよね。予算立て

が難しいですよね。

- 岡山明副委員長 現年度負担金が100万円減なんですけど、これ未回収という話を聞いたんですけど、どのくらい未回収なんでしょうか。
- 森弘下水道課長 未回収ではなくて、予算とかい離が100万円あるということです。理由というのは先ほどの内示のお話とダブる話になりますけど、 事業がそれだけ進んでないので最初の目算と受益者負担金ももくろみが 変わってきたということです。
- 岡山明副委員長 事業の分で出たと。では個人に対しての未回収はどこかに入っていますか。個人の未回収分は。
- 西﨑下水道課管理係長 下水道課西﨑です。この予算額につきましては収入見 込額でございます。ですので、未収額分は入っておりません。現在の未 収額につきましては、200万円ございます。例年97%の収納率となっております。
- 奥良秀委員 今のお話しの中で、確認したいのが市のほうは下水道の工事はしたいけど県の支出金が少ないからできないという。今後もこういうふうな形態は続いていくということの確認です。
- 森弘下水道課長 もともと平成27年以前は8割、内示率があって、それが6 割になってきて今年になって6割を切ってしまったということですので、 そういうふうに右肩下がりになっていることは事実ですので、その傾向 は続くのではなかろうかと思っております。
- 中村博行委員長 それでは質疑を打ち切りまして、討論はありますか(「なし」と呼ぶ者あり)ないようですので採決いたします。議案第7号平成30年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算(第3回)について賛成

の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして議案第7号は可決すべきもの と決しました。引き続いてまいります。議案第8号平成30年度山陽小 野田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)について説明を求 めます。
- 森弘下水道課長 議案第8号は、平成30年度山陽小野田市農業集落排水事業 特別会計補正予算(第3回)についてです。今回の補正は、決算見込み 等による事業費の調整を行っております。 2ページを御覧ください。歳 入歳出ともに、9万4,000円を減額し、補正後の予算総額を8,7 92万6,000円とするものです。詳細につきまして、まず歳出から 説明します。5ページを御覧ください。繰入金1項一般会計繰入金1目 一般会計繰入金1節一般会計繰入金一般会計繰入金9万4,000円の 減額につきましては、歳出の減額によるものです。6ページの下側を御 覧ください。1款農業集落排水事業費1項農業集落排水事業費1目農業 集落排水事業一般管理費19節負担金、補助及び交付金使用料賦課徴収 負担金2万5,000円の増額につきましては、水道局の使用料徴収シ ステム機器更新に伴うもので、下水道事業特別会計と事業費案分してお ります。また、27節公課費消費税及び地方消費税11万9、000円 の減額につきましては、本年度の納税額が確定したことによるものです。 次に歳入について説明します。同ページの上側を御覧ください。2款繰 入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金一般会 計繰入金9万4,000円の減額につきましては、歳出の減額によるも のです。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
- 中村博行委員長 それでは質疑を求めます。よろしいでしょうか。 (「はい」 と呼ぶ者あり) それでは、討論はございますか (「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので採決に移ります。それでは議案第8号平成30年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

中村博行委員長 全員賛成です。従いまして議案第8号は可決すべきものと決しました。それでは午前中の審査を終わりまして、午後は13時から開会をいたしますのでよろしくお願いいたします。ではこれにて午前中の審査を終わります。休憩に入ります。

午前11時52分 休憩

午後1時 再開

- 中村博行委員長 それでは休憩を解きまして午後の委員会を続けます。議案第 10号平成30年度山陽小野田市水道事業会計補正予算(第2回)につ いて執行部の説明を求めます。
- 今本水道事業管理者 おはようございます。それでは、議案第10号平成30年度山陽小野田市水道事業会計補正予算(第2回)の概要について御説明いたします。今回の補正は、主に建設改良費、職員給与等の諸経費について、決算を見込んでの調整であります。補正予算書1ページから御説明します。第2条は、業務の予定量について補正しております。第3条の収益的収入でありますが、給水収益は、当初厳しめに計上しておりましたが、上方修正しております。収入合計は約3,089万6,000円の増額補正です。支出については、資産減耗費・消費税を決算見込みに応じて増額し、結果、支出合計で8,347万2,000円の増額補正としました。結果、税処理後の当年度損益は、単年度純利益は4,144万円程度の見込みです。次に、補正予算書2ページの第4条資本

的収支を御説明します。下段支出の建設改良費については、工事の中止 や入札減により一割以上減額しております。これら工事の原資となる収 入につきましても、長期前受金及び企業債借入を減額しております。結 果として生じた差引不足額については、第4条本文のとおり、損益勘定 留保資金だけでは足りませんので、積立金を2億7,000円余り取り 崩して補塡する予定としております。第5条は、流用禁止経費として、 職員給与費の増額補正を明記しております。第6条は、一般会計補助金 の補正です。そのほか詳細につきましては、次長から説明させます。

原田水道局次長兼総務課長兼総務課長 それでは、既決の当初予算との増減比 較で御説明いたします。まず、補正予算書15ページを御覧ください。 資料としてお配りしています、B4の資料の1ページを並べて御参照く ださい。収益的収支について説明いたします。B4の資料を御覧くださ い。まず、収入について説明いたします。収益内訳では、給水収益を上 方修正し、税込みで1,314万5,000円増の14億1,361万 7,000円としております。これは、平成29年度決算値と比較しま すと、99.3%程度となる見込みです。受託工事収入、他会計負担金 は、下水道工事に伴う水道管の移設工事が一部中止となりましたので減 少しております。長期前受金戻入は、固定資産の除却に伴う増額で非現 金性の収入です。収入合計は、B4資料上段の表の「決算見込(B)」 にありますとおり、税込みで3,089万6,000円増の15億5, 015万4,000円としております。続きまして支出について説明い たします。資料では、費用内訳として、支出の性質ごとにまとめており ます。人件費は、国家公務員に対する平成30年度人事院勧告に沿って 制度を変更した上で、決算を見込み増額補正としております。詳細は補 正予算書9ページ以降、給与費明細書に記載しております。後ほどお読 み取りをお願いいたします。B4資料にお戻りください。その他の支出 については、今年度中途までの実績値を参考に修繕費・動力費・薬品費 等は大幅減としております。委託料・負担金も決算を見込んで減額して います。費用全体を大きく減額した為、仕入控除対象の仮払消費税も減 少しますので、消費税納付額は増額しております。非現金支出の資産減耗費は、第二送水管の改良工事完成に伴い除却費を増額計上しました。以上により、B4資料上段の表の「決算見込(B)」にありますとおり、支出合計は税込みで8,347万2,000円増の14億5,970万5,000円としております。税処理後の損益は、補正予算書11ページの予定損益計算書のとおりです。予定損益計算書の下から4行目、当年度純利益は4,144万5,000円を予定しております。加えて、その下の「その他未処分利益剰余金変動額」は、先ほど今本局長から補正予算書2ページ第4条のところで説明いたしました資本的収支不足額補填に使用する減債積立金及び建設改良積立金の取崩額の再掲額ですので、当然キャッシュが発生するものではありません。

次に補正予算書19ページを御覧ください。資本的収支明細書であり ます。下段の資本的支出のうち上水道建設改良費につきましては、工事 の中止・入札減等が補正の主な原因で、7,821万2,000円の減 額です。これら建設投資の財源となります資本的収入は、企業債と一般 会計からの繰入金となります工事負担金を減額補正しております。また、 先ほども補正予算書2ページ第4条におきまして説明いたしましたとお り、資本的収支の差引不足額は、8億2,18万7,000円になりま す。この補塡財源は、損益勘定留保資金だけでは足りませんので、減債 積立金及び建設改良積立金から合わせて2億7,050万1,000円 を取り崩して対応します。補正予算書8ページのキャッシュ・フロー計 算書を御覧ください。3の財務活動において、新規で2億2,340万 円の企業債で資金を調達しながらも、下から3行目の資金増加額では会 計外に現金が2億2,905万6,000円流出する予定です。以上の 予算執行による結果が、補正予算書13、14ページの貸借対照表に表 れております。なお、貸借対照表は6月議会で報告済みの前年度繰越事 業の精算額9,780万5,000円を含めて作成しております。14 ページ、資本の部の7項(2)の利益剰余金合計は9億2,600万円 余りですが、このうち当年度未処分利益剰余金は、13ページ下段の注 ⑦の表記のとおり現金の裏付けのない利益、約2億7,000万円が含

まれておりますので、これを除いた6億5,585万5,000円が内部留保資金となります。キャッシュ・フローの説明のとおり前年度決算から2億2,900万円程度減少します。企業債残高は14ページ3項の固定負債(1)企業債と4項の流動負債(1)企業債の合算であります、50億4,731万4,000円になります。これは、1年間の給水収益の386%に相当します。同規模の水道事業における全国平均は313%であります。水道は、借金体質の財政運営が制度上予定されてはいますが、危険水位にあることは間違いありません。前年度決算における起債残高51億7,651万7,395円から比較しますと約1億3,000万円程度の減額はしておりますが、今後も経営健全化に向けて引き続き努力する必要があります。以上、簡単ではございますが、水道事業補正予算の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 中村博行委員長 説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思いますが、補 正予算書とB4の資料がリンクしていますので、収益的収支から参りま しょうか。収益的収支の部分で、ページを言っていただいて、そこの部 分の質疑にしたいと思いますので。どこからでも行きましょう。
- 河﨑平男委員 水道施設の関係で老朽化した施設の整備について、計画的に順調に進んでいるんですか。
- 原田水道局次長兼総務課長 水道局としましては、平成28年度に料金改定の 議案を提出させていただきましたけど、このときに水道局としましては、 アセットマネジメントをやった結果、現在の料金収入で今後やっていく 事業費を賄っていくのは非常に厳しいということで説明させていただき まして、今後料金改定を前提とした事業を当面内部努力をしながらやっ ていこうということで説明していました。平成29年度、30年度につ きましては、その当時やろうとしていました約6億2,000万円程度 の更新事業をやっていくということで進めてきています。ただ次の予算

説明のときに説明させていただきますが、今後そのときにまた御報告させていただくこともあると思うんですが、水道事業の広域化を宇部市と今検討しているところなんですけど、これに伴って事業費を若干抑えないといけないということにもなりますので、平成31年度以降は少し事業費を抑えた形で進むようになります。これにつきましては、御了承をまた予算の説明のときにお願いしたいと思います。

- 中村博行委員長 ページを追って行きましょう。1ページの3条会計まで。収 益的収支だけ先に行きましょうね。1ページで何かありますか。
- 河﨑平男委員 建設改良事業で2,000万円、それから6,900万円、この主な減の理由はさっき言われたように工事の中止もあると思うんですが、何が主なんですか。
- 原田水道局次長兼総務課長 このたびの建設改良事業費の減額につきましては、 一つは厚東の送水ポンプ、1号の更新をやめた、これは広域化の関係で 将来的に宇部市と広域化をやるようになると、この水源地の必要性とい うのがかなり必要性がなくなってくる可能性がありますので、あえて投 資を控えたということです。あと延期となったのが県道改良工事を今小 野田地区の南小野田駅付近でやっていますけれども、この関係の配水管 改良工事が県道の工事に伴って延期をしています。そういった関係で事 業費が減額という形になっています。

中村博行委員長 2ページ。

河﨑平男委員 内部留保金やら積立金の一部取崩しで補塡するということですが、こういう補塡についてはいつ頃まで続くんですか。続くというか財源があるかというか、どういう考えを持っているんですか。

岡水道局総務課課長補佐 補正予算書の2ページを見ていただけたらと思うん

ですが、第4条収入の項目と支出の項目があります。基本的にこの資本 的収支というのは必ず大赤字の会計です。支出のほうにはいわゆる老朽 施設の更新経費等が億単位の工事費が出てきます。一方収入は特にあり ません。一般会計からの借入れであるとか、国庫補助金であるとか、国 庫補助金につきましては今該当するような事業がなかなか取れないとい うところです。採択要件に当てはまらないというところです。県の交付 金は一部取ってますけれども、そのほかにつきましては僅か簡易水道の 絡みで一般会計から頂く分はありますけれども、それ以外については収 入の当てがありません。ということは企業債収入で賄うしかないと。企 業債収入で新規で借入れをすれば翌年度から支出の項目にあります上水 道償還金とか簡易水道償還金とか書いてありますけれども、これは借金 の元金返済です。ですから借り入れれば借り入れるほど次の年から返済 が増えてくると。ずっと赤字が続くと。その赤字を補塡するという面で 4条の本文に書いてあるとおりなんですけれども、3ページの収益的収 支、本業の水道料金でどうにか儲けを出して、補塡していこうと。です から積立金というのは過去の利益を留保したものですから、それで穴埋 めをしていくということです。ですからいつまでと言われましても工事 が続く限り、ずっとこの補塡制度というのは続きます。そういう会計の 制度設計になっています。

- 中村博行委員長 3条は黒字だけど4条は大赤字という内容です。5、6ページから行きましょう。7ページの資本的収支の部分。15、16具体的な付記がありますので、これで聞いてください。収入のほうは。15ページの災害応援給水活動というのは、広島とかに行かれた分だと思うんですけど、こういうのは水道関係は連携が取れているというので、何か決まりみたいなのがあるんですか。
- 原田水道局次長兼総務課長 これにつきましては、山口県内の水道事業体で構成されています日本水道協会の山口県支部というところがありまして、 事務局は下関市でやっていらっしゃいます。基本的にこういった災害応

援は日本水道協会という組織の中でいろいろ要請がありまして、最終的には事務局であります下関のほうから依頼があって、そちらに向かって給水応援等に行くという形になっています。これについては日本水道協会の山口県支部の中でそのような決まり事が既にあります。

- 河﨑平男委員 収益的収支で未収金というか、不納欠損というか、どのぐらい 決算を見込んでということがありますので、どのぐらいを見込んでいる んですか。
- 伊藤水道局業務課長 それにつきましては13ページを見ていただきたいんですが、予定貸借対照表の中の2の流動資産ですね。 (2) に未収金というのがあります。そこに貸倒引当金というのがありまして、今回811万9,000円ほど見込んでいます。この計算につきましては、未収金の中の10年分、未収金につきましては10年間会計上持っていますので、そのうちの古いほうから7年分は全て貸倒引当金という形で計上していまして、あとの4年分につきましては、過去の実績等の計算に基づいて出すようにしています。大体年平均でいくと200万円弱ぐらいの、最終的に貸倒れという形で不納欠損という形で挙げるようになっています。
- 岡山明副委員長 B4の資料もあるんですけど、最初の収益的収支の決算の見込みが4,100万円ですよね。補正の部分で税抜きで7,200万という大きい金額が補正で出ているんですけど、これはどういう工事で7,000万も補正が掛かったかというのをお聞きしたいんですけど。
- 岡水道局総務課課長補佐 申し訳ございません。資料の1番、収益的収支の御質問のほうでしょうか。それとも2番の資本的収支ですか。ちょっと聞き取れなかったので、済みません。
- 岡山明副委員長 B4の資料でも収益的収支のほうの。今回4,100万円で

すね。

岡水道局総務課課長補佐 お答えします。純利益4,144万5,000円と いうふうに資料のほうに表記しています。補正予算書では11ページの 損益計算書に全く同じ数字を挙げています。資料を見ていただいたほう が分かりやすいんですけれども、当初予算は8,400万円の純利益の 予定だったものが、なぜ4,100万円ぐらいに落ちたかというところ なんですが、支出の部の8,300万円ほど予算額については増額して います。損益計算ですので、税抜きで今から説明したいと思いますが、 支出は税抜き7,246万円ほど増額と。収入につきましては、2,9 83万7,000円ほど増額と。費用のほうがたくさん増えていますの で、当然純利益は減りますけれども、費用の増額の原因と言いますと、 下の費用内訳、小さい文字で書いていますけれども、いわゆる一般的な 義務的経費、それぞれの経費については、人件費以外は全てマイナスで 出ていると思います。減額補正です。ただし下から4行目ぐらいに資産 減耗費、こちらが1億900万円ほど増額しています。これは資本的収 支の支出のほうで工事費を計上しますけれども、更新対象となった元の 古いほうの水道管等の除却費に当たるものです。ですから実際に現金が 出ていくものではないです。減価償却費と同じものと考えていただけた らと思います。ですから資金収支的には圧迫しませんけれども、損益計 算上は大きくこれが響いて純利益が4、000万円程度減ったという形 になります。

中村博行委員長 16、17、18ページの支出で。

- 藤岡修美委員 16ページに支出の負担金で、厚東ダム関連というのがありますけども、これ具体的にどういう事業ですか。
- 岡水道局総務課課長補佐 厚東川に関する改修工事につきましては、共同事業 者の負担金としてうちの権利がある分ほど割合で負担金を払うようにな

ります。このたび当初予算で組んでいたものから大きく減額しておりますけれども、30年度工事の繰越しがありましたので、次年度にその負担が回ったということです。大体主な工事としては厚東川2期ルートという水道管を布設しているんですけど、そちらの布設替えの工事であったり、電気防食工事でありましたり、様々な量水器の更新工事でありましたり、いろいろなメニューで工事をされています。当然当初予算なり補正予算なり決算の前には企業局からお越しになって、工事の概要等も説明いただきながら予算編成を行っています。

- 中村博行委員長 17ページの中ほどよりちょっと下に修繕費、検満メーター取替え等、今メーターをずっとやり替えておられると思うんですけど、これはそれに当たっているんですかね。どのぐらいを最終的に見込んでいるのか分かりますか。
- 伊藤水道局業務課長 メーター機の修繕費につきましては、メーターは計量法の関係で8年に1度交換する必要があります。山陽小野田市の場合は大体2サイクル。計で大体20年以上使うようにしています。8年といいましても8年ぎりぎりということではありません。大体7年くらいで交換していますので、20年ぐらい使うようにするんですが、それの修繕。要するにメーターを再利用するために修繕するための費用が一つ。それから、ほかには等と書いてありますのは、メーターを交換する場合に職員では修繕工具を持っていない場合には業者に依頼しますので、その関係の費用と思っていただければと思います。その関係が当初予定していたよりも300万円ぐらい減ったということで、今回このような金額になっていると御理解いただきたいと思います。

中村博行委員長 当初何件ぐらい予定していたのか。

伊藤水道局業務課長 修繕については業者に依頼するのが100件ほど予定していました。それを70件ぐらいにする予定で計上しています。1件当

たり4万円ぐらいで計算しています、メーター交換についてはですね。

- 藤岡修美委員 資産減耗費で固定資産除却費がかなり額が補正で増えています けれど、日産線の撤去工事という説明書きがありますが、これを具体的 に説明していただけませんか。
- 原田水道局次長兼総務課長 先ほどの説明の中でも触れましたけれど、主には 第二送水管の関係です。これについては既存の第二送水管のルートなん ですが、古い部分が昭和35年以前の管があるということが分かりまし て、これは非常に危険なところがありまして、なおかつ、今管路が設置 されている場所が非常に狭い道の中であって、その割には交通量が多い 道路ですので、これがもし漏水をすると、かなりいろんなところに影響 が出るということで、何とかこのルートを解消しようということで、平 成22年度から平成29年度にかけて解消のための工事をやってきまし た。かなり大規模な工事となったわけですが、これによって、結果とし て一部まだ耐用年数が来ていない部分もあったということで、その部分 について除却費を算出したところ、このような額になったというところ です。リスク回避のために、本来でいうと耐用年数があるところは、耐 用年数まで使いたいところではあったんですが、全体的なルートの判断 として、こういう形にさせていただいたというものです。

中村博行委員長 それでは19ページ。

- 河﨑平男委員 配水施設費の中で新沖部の配水池、配水池新設、これは費目変更ということですが、どういう意味なんですか。
- 岡水道局総務課課長補佐 配水施設費の中には変わりないんですけど、当初予算でうちが間違っておりまして、新設事業に入っていました。既存の配水池がありますので、その更新ということになりますので、改めて新設の事業費を落として、改良事業費に挙げ直したということです。

河﨑平男委員 場所はどの辺りですか。

伊東水道局工務課長 渡場を渡りまして、190号線を上がっていって一番高いところの右側の山手です。

河﨑平男委員 中腹にある、山手にあるタンクですか。

伊東水道局工務課長 はい、そうです。

河﨑平男委員 それはどのくらいの量が入るんですか。

伊東水道局工務課長 67トンの配水池を更新しました。

中村博行委員長 新沖産業の埴生寄りということやね。

伊東水道局工務課長 はい。バス停のところです。

藤岡修美委員 配水施設新設事業費が入札減で減額ということになっていますが、工事の落札率の状況が分かれば教えてください。

原田水道局次長兼総務課長 落札率については90%前後となっています。これは全体的な工事の平均です。

中村博行委員長 8ページのキャッシュフローの計算書のところでありますか。 そうしたら、損益計算書11ページ。13、14ページの貸借対照表の 中でありますか。先ほど内部留保資金が計算上、利益剰余金から現金の 裏付けのない2億7,000万円を引いたものだということで、計算し たらすぐ分かるんでしょうけど、数値を言ってもらったら分かりますけ ど。

- 岡水道局総務課課長補佐 11ページ、下から5行目ですが、注⑦と書いております。3億1,194万6,000円と書いております。このうち、先ほどおっしゃられたように非現金性の利益剰余金が2億7,000万円程度入っておりますので、それを除いた数字を読み上げます。4,14万5,000円で、今言ったのが注⑦エのところの数字でございます。(2)の合計がその下、アからエまでの合計値、印刷してありますのが9億2,635万6,000円と書いておりますが、先ほど言いましたものが差引き計算をしましたので、改めてその差引きした後の合計は6億5,585万5,000円でございます。
- 中村博行委員長 形の上では平成29年度末から比べれば、企業債残高が減って内部留保資金がプラスになっていますよね。しかしながら、さっき言われたように386%であるというように、非常に厳しいのは変わらないという認識でいいですね。
- 岡水道局総務課課長補佐 資料の一番下に書いてありますけれども、企業債残高、平成29年度が51億7,600万円、平成30年度末の予定が50億4,700万円、前年度から比べて1億2,900万円ほど減っています。正確には1億,2920万4,000円ほど減っております。それで先ほどキャッシュフローの計算のときに言いましたように、2億円以上現金が流出しているということを見ますと、返したほど、企業債残高を減らしたほど、キャッシュが外に出ていくのであれば問題ないんですけれども、それに輪を掛けて資金が流出しているという事実はございます。
- 岡山明副委員長 B4の資料の話で、大体毎回毎回聞いておるんですけれども、 最初に話した収益ということで4,000万円しかないという状況で、 資本的収支に関しては8億円という数字が出てくるんです。そういう状 況の中で、減価償却とかそういう部分でいろいろ工面された状況で、積 立金の取崩し2億7,000万円、あとは企業債も1億…3億円ぐらい

ずっと減らしておる状況の中で、水道事業としての資産と言ったらおか しいんですが、金額的な流れがどうなっているか、この資料で説明して いただけますか。

岡水道局総務課課長補佐 先ほどと重複することになりますけれども、御了承 ください。1番の収益的収支、決算見込みでは4,100万円の純利益 があるというふうな形の損益計算が出ております。ただし、そのうちで 費用の内訳として米印を書いている分がございます。これが大まかに言 うと非現金性の支出になります。費用としては認識されるけれども、現 金自体は出ていかないというところでございます。逆に、収入の内訳の 長期前受金戻入というところに小さく米印が付いておりますけれども、 これも同じく非現金性の収入です。それらを差し引いたキャッシュで、 加算・減算した後の1番の収益的収支で残ったお金、キャッシュが2番 の8億円の資金の不足に充てる資金となります。それが合計で4億7, 000万円程度しかございません。ですから、8億円不足が出ていると いうことなんで、仕方なく過去積み立てた積立金を充てる以外に方策は ないというところでございます。毎回御質問のたびに説明しております けれども、工事自体を遅らせるということは、実際に後年度にまとめて 工事をするということになりますと、お金はそれまでためていたとして も、うちの職員の事務が、この年は2倍働いてくれと、業者さんも数が 限られているのに2倍発注しますからこなしておくれということが実際 は無理なので、決まった量の工事はなるべくしたがほうが、後々無駄な 経費が掛からずに、下手をしますと手間が取れないので外注するという ことも可能性としては出てくるかもしれません。設計なり現場監理を外 注しなければならないというふうな。でないと市内の漏水事故に対応で きないとかいう時代が、もうすぐそこまで来ているという形でメディア 等では報道されております。ですから、できる限りやらなければならな い工事はやっていくと。確かに、資金的には大変厳しいです。ですから、 2年前にあのような議案を出したんですけれども、これから先、いろい ろ経費の削減等々を進めていきながら、合理化も進めていきながら、そ

れでもなお足らないときには、また市民の皆さんに御説明して、あるべき姿に持っていかなければならないかなと思っております。

- 中村博行委員長 それは、結局は1年で、今回もそうですけれども6億2,0 00万円ぐらいの工事は平準的にやっていかなければいけないということですね。(「はい」と呼ぶ者あり)
- 岡山明副委員長 では、今年度の現金の収支でいくと幾らぐらいのマイナスと いうのが出ているんですか。
- 岡水道局総務課課長補佐 補正予算書で言いますと現金の収支だけ切り抜いて 8ページにキャッシュフロー計算書というのがございます。これは資本 的収支なり収益的収支の分けはございません。単に現金がどうやって出 ていったか、どうやって入ってきたかを示しております。トータルでこ こは出ておりますんで、ここで資金の出入りを見ていただけるのが一番 いいかなと思っております。トータルは下から3行目でございます。先 ほど申し上げましたように、2億2,900万円ほど会計外に現金が流 出していくと。たまたまこのたびは瞬間的な流動資産、流動負債の増減、未収金とかがポンと増えますと手元の現金が増えますけれども、この予 定キャッシュフロー計算書はそういった関係をなくすように作っております。実質、未収金、未払金の影響がないような形で作っておりますので、予算執行がこの補正予算書のとおり行われるとすれば2億2,900万円ほど現金が会計外に出ていくという計算になります。
- 岡山明副委員長 ではここの2億2,000万円、今年、マイナスということか。水道事業からいくとマイナスという形なのか。借金が2億2,00 0万円、今年は出ているという解釈でよろしいんですか。
- 岡水道局総務課課長補佐 借金が増えたというわけではないんですけれども、 手元の現金が2億2,000万円ほどなくなったと。手元に残していた

お金がなくなったと。長期のローンは1億3,000万円程度減らしたと。企業債残高が1億3,000万円ぐらい減っておりますんで、長期のローンはそれほどなくなったんだけれども、手元のお金は2億2,00万円ほどなくなったというところなんですけれども。

- 岡山明副委員長 今言うところの企業のほうは1億3,000万円ほど解消している代わりに2億2,000万円という、合わせたら8,000万円 ぐらい合わんですね。8,000万円は、実質的なマイナスという形になるんですか。
- 岡水道局総務課課長補佐 実質的にと言われますとマイナスです。それほどが 資金収支ベースでいきますとマイナスです。
- 中村博行委員長 とにかく厳しいというのは間違いないね。毎年6億2,00 0万円の事業をしていかないといけない。
- 岡水道局総務課課長補佐 補足いたします。建設改良工事をしておりますので、 その分施設は少しですけれども、新しくはなっております。ですから、 工事を一切しなければ手元にお金は増えます。例えば、今年度予定としては6億2,000万円程度の工事をしますけれども、それを一切しなければ2億円引いても4億円程度のお金は手元に増えますけれども、その分抱えている資産が古くなって将来的に漏水事故とかに伴う緊急修繕工事費が増えた等、しなければならない工事を先送りしたという結果になるので、総合的に判断していただければ工事をこれほどしたがゆえに手元の資金がなくなったと理解していただけたらと思います。

中村博行委員長 全般で行きましょう。全般で見てください。

水津治委員 貸借対照表の有形固定資産の中で、登記の増加、減少、特に増加 の場合はどこの科目を見たらこれと比較できるのか教えてください。

- 岡水道局総務課課長補佐 登記の増加はページで言いますと7ページ。支出の 部の建設改良費というふうに名目が付いているものについては、取得し た後に資産計上されるものですから、増加の原因となります。6ページ、 水道事業の7番減価償却費、8番資産減耗費については、固定資産のマ イナス要因でございます。そういうふうに見ていただけたらと思います が、予算書段階では具体的にこの資産、例えば構築物なり建物をこれだ け増やしましたというふうな説明書きは加えてはおりません。
- 中村博行委員長 それでは、質疑を打ち切ります。討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)いいですね。採決に入ります。議案第10号、平成30年度山陽小野田市水道事業会計補正予算(第2回)について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

- 中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして、議案第10号は可決すべき ものと決しました。引き続き、議案第11号平成30年度山陽小野田市 工業用水道事業会計補正予算(第2回)について、説明を求めます。
- 今本水道事業管理者 それでは、議案第11号平成30年度山陽小野田市工業 用水道事業会計補正予算(第2回)の概要について御説明いたします。 補正予算書では20ページ以降となります。今回の補正は、職員給与等 の諸経費について、決算を見込んでの調整であります。第2条業務の予 定量の補正については、後ほど説明させます。次に、第3条の収益的収 支の収入でありますが、総額で90万9,000円増額補正しておりま す。支出については、営業費用は、今年度中途までの実績値を参考に、 人件費、修繕、資産減耗費等を3,607万6,000円増額しており ます。結果税処理後の当年度損益は、980万円弱の利益を計上する見 込みです。第4条の資本的支出ですが、建設改良費として工事を追加し、

1,089万3,000円の増額としております。収入には、その財源の一部として国庫補助金を230万円増額しております。差引収支不足額については、第4条本文のとおり補塡します。第5条では流用禁止経費として、職員給与費の補正を記載しております。第6条は、一般会計補助金の補正です。なお、詳細につきましては、次長から説明させますので、よろしくお願いします。

原田水道局次長兼総務課長 補正予算書32ページ収益的収支から説明いたし ます。なお、B4の資料2ページも並べて御覧ください。まず収入につ いて説明いたします。B4資料の収益内訳を御覧ください。給水収益に ついては、前年度に渇水による自主節水に伴う減免がありましたので減 額しております。他は他会計負担金・預金利息と長期前受金戻入を若干 調整しております。収入合計は、B4資料上段の表の「決算見込(B)」 にありますとおり、税込みで2億9,807万3,000円となり若干 増額としております。続きまして支出について説明いたします。費用内 訳を御覧ください。人件費の増減につきましては、補正予算書27ペー ジの給与費明細書に記載しておりますので、後ほどお読み取りをお願い いたします。その他の経費では、今年度中途までの実績値を参考に受水 費・動力費を減額しております。資産減耗費は、西部線送水管の改良工 事の完成に伴い除却費の増額計上をいたしました。消費税は、上水道会 計と同様に控除対象課税仕入れが減少した為、納税額が増えております。 他はお読み取りをお願いいたします。以上により、B4資料上段の表の 「決算見込(B)」にありますとおり、支出合計は3,607万6,0 00円増の2億8,724万3,000円としております。税処理後の 損益は、補正予算書29ページの予定損益計算書のとおりです。下から 3行目、当年度純利益は978万4,000円となりますが、これには、 長期前受金戻入益(3営業外収益(2)長期前受金戻入)として非現金 性の収入が含まれております。続きまして、補正予算書34ページ資本 的収支を御覧ください。下段の資本的支出ですが、建設改良費は、国の 補正予算において、採択要件が緩和された補助事業が追加されましたの

で、次年度予定工事を1本繰り上げ1,089万3,000円の増額としております。これに伴って、上段の収入では国庫補助金230万円を計上しております。以上の予算執行による結果が、補正予算書30、31ページの予定貸借対照表に表れております。31ページ資本の部の7項(2)の利益剰余金のうち当年度未処分利益剰余金は、30ページ下段の注④の表記のとおり現金の裏付けのない利益321万5,000円が含まれております。この結果、当年度利益剰余金のうちキャッシュは656万9,000円となります。企業債は平成19年度以降借入を行わず、償還のみを行っていますので、順調に減少し、期末残高は1億6,298万7,000円となります。(31ページ3項の固定負債(1)企業債と4項の流動負債(1)企業債の合算であります。

次に、補正予算書26ページのキャッシュ・フロー計算書を御覧ください。下から3行目の資金増加額では、今年度7,032万1,000円の資金が増えますが、これには、病院会計からの貸付金償還金や引当金(退職給与引当金+賞与引当金)の増減が含まれておりますので、これを除けば一年間の事業活動を通じて、656万9,000円のキャッシュが発生することになります。これは、先ほど説明いたしました14ページの予定貸借対照表の当年度利益剰余金のうちのキャッシュと同額でございます。以上、簡単ではございますが、工業用水道の補正予算の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 中村博行委員長 それでは質疑を求めますが、工水のほうはまた同じようにやりましょうか。まず、20、21ページから行きましょうか。全般で。
- 岡山明副委員長 工水は3社のほうに供給されていると思うんですけれど、この水量というのは変わり映えしていませんか。それだけちょっと確認したいんですが。
- 原田水道局次長兼総務課長兼総務課長 平成30年度につきましては、当初の 予算のときにも御説明させていただいたと思いますが、工業用水の企業

3社ございまして、全体としては例年と変わらず2万4,700立方メートル、これは1日の水量でございます。その内訳については、田辺三菱製薬工場株式会社小野田工場が1日当たり1万3,400立方メートル、次に日産化学株式会社小野田工場が1日当たり6,500立方メートル、西部石油株式会社山口製油所が1日当たり4,800立方メートルとなっております。以上でございます。

- 岡山明副委員長 水量というとあれなんですけれど、今回、大雨が降りましたが、ちょっと年末年始に関しては渇水が40%ぐらいになった状況。そういうときの料金とか、それは全然料金の中にも反映されていないという形ですか、渇水に対しては。
- 原田水道局次長兼総務課長兼総務課長 工業用水道事業は、基本は責任水量制 という制度がございまして、一旦年度当初にこの水量ほど使用されます という契約をされましたら、実際に渇水になって使用水量、供給する水量が減りましても料金は基本的には頂くということになっております。 これが責任水量制という制度の内容でございます。そういう形で基本的には給水量が減ったとしても減額はないという形です。
- 藤岡修美委員 送水施設改良事業1,089万3,000円の補正は、先ほど の説明で経済産業省の強靭化事業補助金が付いたことで前倒しでやられ たということなんですけれども、この強靭化事業補助金がどういうもの か教えていただきたい。
- 伊藤水道局業務課長 今の御質問ですけれども、補助金がどういうものかということですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)経産省のほうの今年度予算の補正で補助金がまだ出せるよということですが、まだ工事のほうは発注していません。今日、内示がどうもあったようなんですけれども、それに伴って平成30年度事業でやる工事であればそれに乗れますよという案内が来たものです。

中村博行委員長 例えば、強靭化事業と長寿命化とはまた違うと思うんです。

伊藤水道局業務課長 強靭化とは耐震化を採用するということだろうと思います。

藤岡修美委員 国の枠が余っているから使わないかという話があったと理解していいですか。

伊藤水道局業務課長 そういうことです。

中村博行委員長 ページ、どこでもいいですよ。

- 岡山明副委員長 25ページの部分で経産省の強靭化事業補助金って、これは 今までなかったような感じと思うんですが、これは今年初めてという形 ですか。
- 原田水道局次長兼総務課長兼 政府のほうがいろいろこういった水道、工業用 水道事業の管路の老朽化に対しましてかなり力を入れてきたということ で、今年度の国の補正予算で急きょ新しく予算化されたものでございま す。ですので、山陽小野田市にとっては初めてでございます。
- 中村博行委員長 他会計の病院の償還金ですけれども、あとどのぐらい、何年 残っていますか。
- 今本水道事業管理者 平成31年度を含めまして、年度で言えば平成33年度 で終わりでございます。年度で言えば、あと3回ということになります。
- 中村博行委員長 3億5,000万円ぐらいだったと思うけれどね。ほか、全般で。これも一緒に、工水のほうのB4の一番下、企業債残高の平成3

0年度末とありますが、内部留保資金で言うと幾らになっていますか。 計算せんといけんか。

原田水道局次長兼総務課長兼総務課長 先ほどの上水道と同じでございますが、 先ほど御説明をいたしましたけれども、31ページの7項の剰余金(2) の利益剰余金の当年度未処分利益剰余金ですが、これが978万4,0 00円ございまして、そのうち非現金部分が321万5,000円。こ れを引くと先ほど説明しましたとおり656万9,000円となります。 これと、先ほどのアからエまでの合計とオの現金部分を足しますと、5 億8344万6,000円でございます。

中村博行委員長 全般であれば、最後に。よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、質疑を打ち切ります。討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)討論はないようですので、採決に入ります。議案第11号、平成30年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算(第2回)について賛成の方の挙手を求めます。

(替成者举手)

中村博行委員長 全員賛成でございます。したがいまして、議案第11号は可 決すべきものと決しました。以上で、全ての審査事業を終わりましたの で、産業建設常任委員会を休憩します。次は午後3時からを予定してい ますが、時間は確定ではありませんので、御了承ください。

> 午後 2 時 1 4 分 休憩 午後 3 時 再開

中村博行委員長 それでは休憩を閉じ、委員会を再開します。陳情書について の審査を行います。本日は参考人として塩原薫さん、石井勇さん、岩本 信子さん、下瀬俊夫さん、樋口晋也さん、福山清二さんの出席を得ています。まず、私から委員会を代表して一言御挨拶申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に御出席賜り、誠にありがとうございます。委員会を代表して、心から厚く御礼申し上げますとともに、本日は忌たんのない御意見を述べてくださいますようよろしくお願い申し上げます。本日の議事の流れですが、本陳情について参考人から御説明をいただき、その後、委員からの質疑に入る予定にしています。また、参考人におかれましては委員長の許可を得てからの発言をお願いします。発言の内容は問題の範囲を超えないようにお願いします。また、参考人から委員に対して質疑をすることができないこととなっていますので、併せて御了承のほどよろしくお願いします。それでは参考人からの説明を求めます。最初に代表の塩原薫さんからお願いします。

塩原薫参考人 本日の陳情に関しての趣旨説明ということで述べたいと思いま す。それぞれの地方自治体もそうなんでしょうけど、山陽小野田市の自 治を経営していく、当然、主人公は市民ではあるんですけど、山陽小野 田市を形成していく、その中に社会的存在というものがあると思います。 いろいろあるでしょうけど、その中に卸売市場というのもあるんだろう と思います。したがって市の行政も市場に対して、その資本金に対する 出資をしていますし、また、これまでに1億数千万円もの税金を投入し て、その存在を確保していこうと。まず、その前提で話をさせてもらい たいんですけど、今日の市場の実態を見ますと、私は家が近くなもんで すから、結構あの前を通るんですけど、誠に閑散としています。立ち入 っていいのかどうかよく分からないもんですから、遠目に見ているんで すけど、閑古鳥が鳴いているような感じで、実際に市場として機能を果 たしているんだろうか。どういう競りが実際行われているんだろう。遠 目に見てそういう状況であります。本来の市場、社会的存在である市場 というものが生産者、そして小売り、その中間に位置するような形で流 通を回していく。本来そういう作業だろうと認識していますけれど、実 際、見た目にそういう循環がされていない。つまり、全くの機能不全に

陥っている。そういう状況ではないかなというふうな認識があります。 そういった認識を通じて申し上げたことがあるんですけど、中央青果に よる条例違反がいろんな中で、議会においても一般質問等でありました し、そういう認識はかなり行政、議会、我々市民もそうですけど、そう いう共通認識があるんだろうというふうに思っています。ただ、そうい う認識がありながらも、それに対応されていない。行政が対応されてい ない。そういうことで我々としたらそういった市場の機能不全を、まず、 なぜそうなったのかといううみを出して、そして正常化をし、改めて再 出発すると。それが本来の市場を設立した、出資した、補助金を出して いった、そういう趣旨になるんだろうというふうに思います。また、地 方自治法の中にも第三セクターに関する項目があって、やはり第三セク ターに関する経営内容の透明化というのも明記されています。そういっ た趣旨で、市場に関して、いろいろな問題点について、是非とも議会の ほうで、その問題点を出してもらって、そして全容解明に向けて取り組 んでもらいたいという趣旨でございます。今ここに大まかに3点記して ありますけれど、具体的な項目について用意してありますので、ちょっ と委員長のほうへ提出させてもらいと思います。よろしいですか。

中村博行委員長 はい。

(資料配布)

中村博行委員長 資料を作っていただきまして、ありがとうございます。それでは主な陳情書の内容についての説明があったというふうに捉えてよろしいかと思うんですが、それにプラス、具体的な内容を頂きました資料でお示しになられたということであろうかと思いますので、できれば、この内容を参考人の方から1番から順次、順を追って御説明いただければと思います。

樋口晋也参考人 それでは当日の配布、御提出ということで申し訳ございませ

ん。市議会において解明し、深めていただきたいことということで、(1) 卸売業者である中央青果が生産者を育て、生産者と結びついて品物の市 場への入荷をせず、問屋とだけしか取引をしなくなった理由。これは大 きなくくりで1番は出ています。(2)もそうです。市内のスーパーの ほとんどが市場との取引をやめ、相対取引に変えた理由。要するに山陽 小野田市内には丸喜さん、アルク、イズミ、マルショク、マックスバリ ュ、いろいろあるわけですけど、大きいところだけがいいという意味で はないんですが、それがどこも地方卸売市場を利用しないという異常事 態、これはなんでなんだということです。(3)市内の小売店の高齢化 と地域の高齢化により、消費生活に大きな支障を来している現実があり ます。地域での小売店の果たす役割を明確にし、後継者作りの方策を検 討していただくこと。これは当初の陳情の解明というところの次のステ ップになります。しかし、大きなくくりの中で、このためにこの陳情が 存在するという意味で御理解をいただければと思います。2の(1)中 央青果の条例違反の事例ということで、小野田青果販売株式会社設立の 経緯。ここで最初に申し上げたいのは、一つ一つの条例違反であると思 われることも含めて明確にしていくことが、今後そういうあしき慣例を 作らない、より良い運営を構築していく上で、何も犯人を突き止めよう とか、そういうことが目的ではありません。ただ、一つ一つ、これはも う修正したからいいでしょうとかではなくて、こういう事例があった、 こんなこともあった、これもこうだったということを明確にしていくこ とが必要だというスタンスで、これらの事例を挙げていることを御理解 ください。そして、②中央青果のホームページに青果販売のPRが掲載 されていた件。③中央青果が仲買人であるフジグランの売場で直販をし ていた件。これにつきましては青果販売が今、販売をしているようです が、場所を借りてやっているとすれば、また、おかしな話で、この辺に 関連する、付随する件を含めています。④青果販売の看板を市場内に設 置した件。これはこのままです。⑤中央青果がかつて学校給食や病院、 介護施設と直接取引をしていた件。これは実際に、ここで実名は出しま せんけれど。現実に行われていることを確認しています。その辺の精査

もお願いしたい。⑥仲買人が決済期限三日を無視していた件。これは回 収の実態、あるいは支払いの実態がどうなっているのか。これは中央青 果だけではなくて、やはり仲買人にも問題があると。全てを中央青果の 責任に押し付けるというものでは決してありません。やはり、客観的な ジャッジをしていく必要があろうと。この三日の決済を守ってない者に ついても、一つ一つの取引先の事例によって判断が違うと思いますので、 一くくりに三日決済をしていないというだけでは、やはり厳しいんじゃ なかろうかというふうに考えています。⑦市場における競りが公平、公 正に行われていない件。行われていない事例があるという認識を私ども は持っています。⑧青果物の出荷者に対する中央青果の支払いの件。要 するに⑥の仲買人が決済期限三日を無視というのと逆に中央青果が出荷 者に対しての支払い、これも条例で三日とあるわけですが、昨年の株主 総会の時点で中央青果の社長は「そういう条例はない」ということを株 主総会で発言されていますが、条例を御存じなくて、これまで運営され てきたようです。条例には特約事項がもちろんございます。しかし、特 約というのは契約書なり、何なりかが当然あるものだと思っています。 そこのところを「はい、ここは特約だから」という言葉で済むようなこ とではないんではなかろうか。そこについても一つ一つの取引先につい て調査していただきたい。⑨入荷した成果物を大量に腐らせ、廃棄して いた件。これにつきましては産建の委員会の皆様方と市民懇談会を開催 させていただいたときに、写真も含めて御案内させていただきましたが、 なぜこういうことが起きているのかということを含めた解明をという意 味です。(2)条例違反の青果販売による取引の事例。①先ほどと少し かぶりますが、青果販売がフジグラン等で販売している件。②青果販売 がかつて学校給食の食材等の取引をしていた件。要するにこれは先ほど も出てきましたが、青果販売なのか中央青果なのか、いずれにしても問 題なんですが、よく見えない。ぐちゃぐちゃになっているのがございま す。その辺を整理していただきたいと。③青果販売が他の仲買人を介し て中央青果から買い付け。いわゆる帳簿上の付け替え。青果販売が中央 青果の競りで買えないからほかの仲買人さんが買って、そしてそれをそ

のまま青果販売に付け替えて商品を販売して流していくという付け替え も行われていると私どもは確信をもっているところです。そして(3) 学校給食の入札に関する事例として①発注者学校給食センターの商品規 格や商品確保がされていない件。これにつきましては総務委員会で教育 委員会の担当者が必ずそういうものがそろうようにお願いするだったか、 あるいは、お願いしただったか正確ではございませんが、そういうこと が委員会の中で御発言がありましたが、それから給食センターが動き始 めてそういう約束をした覚えはないということを中央青果の社長ははっ きり申されています。やはり子供たちの給食なので明確に解明していた だいてしっかり確保できる体制を中央青果に取ってもらうことが必要で す。これは先の話になりますが、その原因あるいはその状況をしっかり 解明していただきたいということです。②発注者学校給食センターより 発注される加工野菜が減らない件。これについては当然、生ものですか らそのときに切ってそのときに調理するのが1番栄養も含んでいて鮮度 も保たれてものが良い訳ですが、学校給食センター運営開始にあたって 当初は戸惑うからということで、加工したすでに剥いた玉ねぎなどを納 められていたようです。ところがそれからもう何箇月たますが、未だに その加工食品が仕入れられていると。中央青果から卸されている、これ は中央青果が卸していることが悪いわけではないんですが、どうしても そこにあぐらをかくとは申しませんが、現状に甘んじてしまっている部 分があるんではなかろうか。それで本当にいいのかどうかという部分を 調査いただきたい。③学校給食の食材の入札後の中央青果による単価引 下げの件。これは単価引下げが行われているという内部告発がございま した。これははっきりとした証拠は持っておりません。しかしそういう 話が出る、火のない所に……ということも含めて中央青果に直接関わる ことでございます。これは単価引下げのことしか書いておりませんが数 量の改ざんももしかしたら行われているかもしれないと。価格はそのま まで数量が少なくすれば総額が減るわけですね。そういうようなことが あるんではないかと言われております。ここについては確証がございま せんので、よく調査をいただきたいということでございます。④中央青

果以外からの品物の入荷ができない件。これについては総務委員会でも 諮られましたけれども、地元に市場があるんだから地元から入れるのは 当然だと。ただし、まともにちゃんと入らないものについてはその限り ではないというような形で進められたわけですが、今、2社が学校給食 を納めているんですが、中央青果からどちらも入れるということは身を 削って利益を減していけばとれる。要するに今まで適正な料金で適正な 利益を得ていたものが適正な利益を削ってどれだけ身を削ったほうが取 れるかということでまともな競争原理が働いていないということでござ います。この4点につきましては学校給食に関することで先に提出いた しました陳情書では大変分かりにくかったかと思うんですけれども、こ の学校給食のことも中央青果に直接関わってくることですので、状況に よっては産業建設常任委員会だけではないんではないかと。その辺につ いては議会側の御判断かと思いますので御検討いただければと思います。 そして3番、中央青果の経理上の資料提出に関すること。これは先の一 般質問でもありました10月の終わりぐらいに中央青果が税理士事務所 に調査を依頼したと。そして12月の定例会でやっと調査を依頼したと。 約2か月たしか掛かったと記憶しておりますが、そういう状況を踏まえ て1番の地方自治法施行令第152条に関すること。先ほど代表が挨拶 を申し上げるときに触れましたけれども、いわゆる50%の出資をして いる第三セクターの調査についてということをまずしっかり認識してい ただいた上で取り組んでいただきたいということでございます。(2) この1全てに関連するんですが、2月7日を期限として税理士事務所が 中央青果に資料請求を行っておったと聞いております。しかしそれが出 てこなかったと。出てこないということは隠しているのではないかとい う疑いを持っております。そうするともしかすると背任、あるいは特別 背任ということに関わってくる可能性があるという意味でその辺りをし っかり精査していただきたい。(3) への差入保証金の件。こ ちらについても一般質問で先般出ました。これが一体どういうことなの か明確にやっていただきたい。(4)大きなくくりで税法とか会社法、 民法、いろんなものがあると思います。そういう法律上の問題点がない

のかどうかということ。そして(5)税理事務所による会計帳簿等に関する報告書がいずれ出てくるはずです。この議会ではないかもしれませんけれどもその辺をしっかり精査していただきたい。そういう形で今回陳情書の補足ということで御説明をさせていただきました。以上でございます。

- 中村博行委員長 ありがとうございました。今、中には市民懇談会の内容も含んでいたと思っています。そこで本日は6名の皆さんに来ていただきましたので、それぞれただいま御説明いただきました中で補足、あるいは御意見等ございましたらお聞きしたいと思います。その後委員からの質疑としたいと思いますのでほかに補足等ありましたらお聞かせください。
- 下瀬俊夫参考人 3番目の(1)の件は実は陳情でも152条については書かれています。これは6年前ぐらいに法改正があって施行令が改正されて、それ以降、市が出資している第三セクターについては出資金の大体4分の1から2分の1、こういう団体は条例にきちんと委任した上で市長には説明をきちんと求める責任があると。当然それは議会に対して報告する義務が出てくるということが施行令の中でうたわれたわけです。この問題は今回の中央青果による税理事務所の会計帳簿の精査が決定されたことによってかなり解明がされてきていると私たちは考えています。ところがこれが中央青果だけにとどまって表に出ない場合もあるんではないかということでこういう施行令等を活用して議会からも資料請求をきちんとしていただきたいというのがこの(3)の趣旨であります。
- 中村博行委員長 ありがとうございます。非常に重い案件だというふうに思っております。
- 石井勇参考人 補助金の件です。平成26年に1,100万円の補助金の決定 をされました。その時に議会の中では29年以降はもう補助金の給付は しないかさせないかという話があったように聞いております。こうする

ためには市場の自助努力があったはずなんですね。それが会計報告の中 では一切見当たらないんです。ここでいちいち数字は時間が掛かります から申し上げませんが、例えば固定資産が減ったり増えたり借金が50 0万円、300万円、300万円と補助金があった都度、借金の合計、 固定負債の合計が減っています。これは努力の成果だと。一つはこれで す。もう一つは利益が同じように3年間若干の黒字になっているんです。 これはあと皆さん調べてみてください。損益計算書と財務諸表を見てい ただければ出ていますから、それを見て比較していただければ3年間の 推移が補助金の額に見合っていない。これは決算報告ではないというこ とが私は素人ですけれど年間ずっと推移を見ていきますと分かります。 それから売上げは相対取引と手数料取引の二つの大きなものがあります けれども、これは先ほどこちらからお話ししたと思いますが、これが3 年間だけ見ても減っているわけですよ。売上げが減っているということ は仕事が減っているわけですよ。にもかかわらず青果販売から中央青果 にバックするお金が増えているんですよ。あとで皆さん見てください。 そういうふうに私は会計が信用ならないんですよ。補助金の金額に見合 っただけ利益が上がったり、固定負債が減ったり、売上げが上がってな いのにかかわらず、仕事が7割くらいまで減っているはずなんですよ。 にもかかわらず仕事に見合ったものが委託手数料としてバックされるは ずですね。その前に払っているはずですから。ところがそうではなくて 逆に増えているんですよ。ということは、どこかで数字のすり替えがあ るんではないかと。その年だけ説明を受けてみたって分からないですけ ど、年々の変化をたどっていくと必ずおかしいというのが分かるんです。 取り立ててここでは言いませんけど、決算を確認をされたら税理士さん がすぐ分かっていると思うんですけど、その辺に問題があるんではない かと思っております。以上です。

岩本信子参考人 条例違反の件で仲買人が決済期限3日を無視して、こちらは 売掛金という形を取っているんです。以前に市のほうから売掛金が回収 できなくなった状態のときに市のほうから補助金が出ているんです。条 例には3日で回収しなければならないとありながら売掛金を補助金で支出しています。それは資料として多分、議会にもあると思いますので条例違反についての精査、執行部がどのように考えて補助金を出したのかをきちんと調査していただきたいと思います。以上です。

福山清二参考人 私は細かいことをいろいろ陳情もしていますけども、一定の 議会の取組や執行部についても相当な取組を進んではおるんですけども、 最後にまだ済まないこともたくさんあるということで、これはどうなっ ているかと。これは市民としてもですが、議会で執行部をチェックする というか様々な面々で議会にお願いしなくちゃだめだということで今日 来ました。そういう意味でそういう市民の声をそして、市場としてここ に書いてありますように生産者と小売店を結ぶというか本当に学校給食 も含めて市場という存在を考えたら早く正常化してほしいということで 来ました。よろしくお願いします。

中村博行委員長 よろしいですか。

樋口晋也参考人 私、2点ほど意見を言わせてください。民間会社、一般企業というのは利益を追求するというが一番の目的です。中央青果も例に漏れず一企業でございますので、利益を追求する会社でございます。社会的な使命とかは別として、利益がなければ運営ができませんので、そういう意味で一般企業という捉え方ができると思うんですが、民間会社で取引の契約をするときに支払いサイトというものは必ず決めます。いつ集金できるか分からない仕事を受けられませんので、これが外れる企業というのは全く赤の他人の企業であれば、そういう取引契約はあり得ないと、私は常識的に考えています。そうして考えたときに中央青果も企業として一定の期間の取引契約、これは買い付けるにしても仲買人に売るにしても一定の取引契約というものは必要だと。ただ今の現条例では3日という条例が定められている。この条例が本当に3日というのが適正なのか。この御時世に。病院とかだと末日締めの半年後払いとか、手

形で、そういうのもだいぶ少なくなってきていますが、いまだにあるの が現実なのは皆様御承知だとは思います。そういう意味で当然期限は要 るんだけれども、この3日というものがどうなのかというのは現実を解 明していく中で御検討いただければというふうに思っております。2点 目は私どもが陳情として出させていただいていますが、委員会の皆さん 方も、委員会としても個人的にも、個々の皆さんもこの市場問題はこれ は何とかしないといけんぞというスタンスで共通の認識を持っていただ いていると認識しています。それは行政も持っていると認識しています。 なかなかエンジンが掛かるのに時間が掛かりましたが、ここまでひどい のかというのは行政も認識ができていなかったところがあったかとは思 いますが、しかし、今は一緒の認識で、議会も行政も我々市民も一緒に なってこの問題が解明するときがきたのかなと、機は熟したというふう に捉えています。そういう意味でこの地方自治法152条、議会に対し てこういうものがありますよということで提出をさせていただいている んですが、地方自治法に基づかなくても、行政は中央青果と言葉は悪い ですがグルになって悪さをしていたわけではないわけですよね。行政も 分からない中で、現場でいろいろなことが行われていた。だから行政は このことを積極的に解明していかれるだろうと思っています。しかし、 行政が記者会見してこんなことでしたというわけにはいきませんから、 そこは議会と行政の連携の中でこれが明確に示されていく。市民もそれ に関心を持っていく。そういう形が取れればと思っておりますので、こ の陳情書で議会が何もしておらんじゃろうがとか、行政何もしておらん じゃろうがという意味ではなく、当然、共通認識を議会も行政も持って いただいている、僕たちも後押ししますから、是非やっていただきたい という思いでおりますのでよろしくお願いします。

石井勇参考人 先ほど私が数字をいろいろ申し上げましたけど、これを申し上 げることは本旨ではないんですよ。本当に市場は山陽小野田市民の市場 として今から機能していくのか、その必要性があるかどうかというのを このたびちょうどいい機会だから真剣に議論してほしんです。高齢者社 会であり、商店も高齢者になってその機能を果たせなくなってきているという認識もかなりあると思うんですよ。大手のスーパーしか残らない。こういう状況の中で果たして市場が機能していくのかなと。赤字補塡をやってきました。それの合理性を皆さん、出されてないですよね。行政から要求されて、そのまま賛成をされて今日に至っていると思うんですよ。その合理性を追求するためにも市場の自助努力が、市場自身の情報収集、産地の開拓、経営の効率化とかいろいろあります。そもそもの本来の目的に照らして市場は今後機能していくのかどうか、ここを恐れないで追求していかないことには赤字は必ず出ますよ。これを合理性を持った赤字の補塡をできるかどうかということが今後やっていくには必ずつきまといますから、真剣にその辺の協議をしていただきたいと思います。

- 中村博行委員長 ただ今参考人の皆さんから様々な御意見をお聞きしましたけ ど、委員のほうから質疑を求めたいと思います。
- 河﨑平男委員 卸売市場については御承知のとおり生産と流通を円滑にするということが目的でありますよね。こういった中で市場の運営も含めて正常化しないといけないということでありますが、ついては市民が1番大事ということであります。そういった中でこの陳情書の中に問題点が三つほど出ておりますがたくさんある問題の中で、何をどうしたらいいかをお考えをお聞きしたいんですが。

中村博行委員長 正常化に向けて具体的な案なりがあればということですね。

- 河﨑平男委員 この一つずつの問題については解決できると思うんですよ。そ ういった中でどうしたら一番の課題かということをお聞きしたいんです。
- 下瀬俊夫参考人 まず僕は現状の共通認識がまずあるかどうかということです よね。今、毎日の競りが5分で終わるんですよ。こんな市場ないですよ。

なぜかって品物が入ってこないんですよ。いつ行ってもそうですが、市場の中が閑散としています。なぜそんな事態が起こったのかということ。僕はまずこれを共通認識してほしいんですよね。現状を見たら、中央青果の職員がまず生産者のところに全く行っていない。本来、生産者が今何を作っているか。どこが一番旬の野菜が取れるとか、そういう情報が絶えず入ってこんといけないわけでしょう。そんなの一切ないんですよ。これがまず異常です。それから先ほど言われたように市内にいっぱいスーパーがあるのに一社もこの市場に取引に入っていない。これはなぜなのか。今市場がいびつなもう一つの大きな原因は市内の小売店がほとんど高齢化して、経営そのものが立ちいかないという状況にあるわけです。だけど唯一命をつないでいるのは学校給食だけなんですよ。ほとんど。これが一つのいびつな原因となっているんですよ。だから全体的に市場がものすごくいびつになっている。これをどうするかというね。僕はここら辺にもっと共通認識にならないと市場の正常化というのは本当にかち取れないと思いますね。

樋口晋也参考人 どうすればということで河崎委員からの御質問ですね。陳情書の1番目、要するに原因究明、下瀬さんとダブるんですけど、それとこの項目についてお出ししました大きな1の(1)と(2)。要するに当たり前のことが当たり前の市場になるようにしてくださいと。そのためには、結局、2以降にあります事実解明を一つ一つしていくことが、そこにつながっていくんじゃないですかと。そして3には、実際に行政も動いていっている、特に税理士事務所の件ですね。その辺は行政も実際に動かれているから、そことも連携を取って、具体的にやっていく。近道はなくて、一つ一つの解明をしていく中で、もうどうしようもない市場なのか、いや、こうすることで立て直しが利くぞということがおのずと見えてくると思うんです。ただ、それを決めつけて、極端に言うと「廃止だ」とか「いや、存続だ」ではなくて、事実がどうであったのか。やはりこのことに尽きるんじゃなかろうかと思います。

- 岩本信子参考人 同じような意見なんですけど、出荷者だとか生産者とか、そして小売店ですよね。その現状の数をきちんと議会のほうでつかんでほしいと思います。そして、市場の存在を確認してほしい。廃止とかやるとか、そういう部分じゃなくて、これだけの生産者、これだけの出荷者があって、これだけの小売店がある。これは、まだまだ山陽小野田市に必要なものかどうかということを、やはりきちんと現状を見て判断される材料をきちんと調査されるべきじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。
- 塩原薫参考人 1件1件の個別的な項目について検討を加えて、一つ一つ、これは問題の整理がつきました。これは解決しましたということになるんでしょうけど、我々市民として思うのは、じゃあ、なぜこういった問題が出てきたのか。一体どういった要因があって、こんな様々な問題が出てきたのか。そういった根底にあるものを見逃してほしくない。そこはきっちりと捉えて対応してもらいたい。でないと本当の意味での問題解決にはならないと思うので、そこら辺は、我々としては留意されて調査、検討してもらいたいなというふうな思いがあります。
- 中村博行委員長 ほかにありますか。相対的におっしゃられる趣旨といいます か、要旨は皆さん御理解されていると思います。委員から質疑がなけれ ば質疑を閉じてよろしいですか。
- 藤岡修美委員 先進地の事例でいうと、市場を利用してマルシェという形で、 おしゃれな形で生産者と小売店が結び付くような前例もありますけど、 皆さんのほうでそういった生産者の方とか、小売店の方から、市場がこ うあってほしいなという要望みたいなのを聞かれているケースがあれば 教えてほしいなと思いますが。
- 下瀬俊夫参考人 僕らはまだそういうふうな問題意識ではないんですね。とい うのは、今から10年ぐらい前までは、市場にはかなり生産者から出荷

されていたし、スーパーも入っていたし、かなりの取引があったんです。 それがこの10年の間になぜこうなってしまったのか。半減どころじゃないんですよ。現状は市場の必要性そのものがなくなってきているような、なぜこんなことになったのかという背景に中央青果という非常に大きな存在があって、それに対する行政のいろんな援助も含めて、そこら辺がこういういびつな状況にいってしまったんではないか。だから、この10年間の変化というのは僕はものすごく大事だと思っているんですが、これがほとんど、どこからも問題意識がなかったし、解明されてこなかった。あの市場で10年前までは8億円とか、9億円の売上げがあったんですよ。それがなぜなくなったのかという問題意識が、今のここのメンバーの共通認識だろうと思います。

中村博行委員長 いいですか。(「はい」と呼ぶものあり)そうしましたら委員から質疑はないということで、大体委員は参考人の皆さんの意見をしっかりと聞き取ったと思いますし、委員会としても、委員会だけで収まる問題かどうかというものも含めて、今後しっかりとお聞きしたような点について調査をしまして、主には市場の正常化という方向だと思います。先ほど石井さんがおっしゃいましたように存在意義があるのかないのかまで含めて、しっかりとした調査をしていきたいと思います。また、これについて、回答できるものは回答していきたいと思いますし、行政のほうも真剣に取り組んでいまして、その調査結果、広島の税理士さんの結果も全部取れた時点で委員会に報告をするということを言っておりますので、それも踏まえて、今後、市場について、しっかりとした対応をしていきたいと考えていますので、よろしくお願いしたいと思います。それでは本日の委員会を閉じたいと思います。本日はありがとうございました。

午後3時48分 散会

平成31年2月25日

産業建設常任委員長 中 村 博 行